



国土交通省

北陸地方整備局



街に、ルネッサンス

UR都市機構

令和5年11月8日

国土交通省北陸地方整備局

独立行政法人都市再生機構

国土交通省北陸地方整備局とUR都市機構 「災害対応の連携に関する覚書」を締結

【概要】

この覚書は、今後の発生が予想される大規模災害に備え、早期復旧のための連携を目的としたものです。

相互に連絡して情報収集と伝達を行うほか、北陸地方整備局がUR都市機構から災害対策本部へのリエゾン派遣（情報連絡員）を受け入れ、被災建築物応急危険度判定支援などの復旧支援業務の円滑化を図るものです。

1. 覚書の内容

- ①災害発生又は発生が予想される時には相互に連絡し、被害情報を収集・伝達
- ②必要に応じて、UR都市機構から北陸地方整備局へリエゾン派遣
- ③平時から、防災訓練・情報共有等で協力することで防災力向上

※別資料に覚書を添付しています。

2. 覚書締結日

令和5年11月2日（木）

※別資料に調印式の写真を添付しています。

<発表記者会：国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

新潟県政記者クラブ、新潟県政記者クラブ、富山県政記者クラブ

石川県政記者クラブ、その他専門紙>

〔問合せ先〕

国土交通省北陸地方整備局 TEL 025-280-8836(直通)

防災管理官 小野 雄二（内線 2123）

UR都市機構 災害対応支援室 TEL 045-650-0939

広報室 TEL 045-650-0888

花枝 卓哉、秋元 徹
古檜山 祥伍、大西 拓己



国土交通省

北陸地方整備局



UR都市機構

(別資料)

【調印式 11月2日 北陸地方整備局】



左から、UR都市機構災害対応支援室長 山下 昌宏、国土交通省北陸地方整備局統括防災官 齋藤 充

災害対応の連携に関する覚書

国土交通省北陸地方整備局（以下、「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下、「乙」という。）は、災害対応の連携に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、国土交通省北陸地方整備局管内で、大規模災害（地震・津波、風水害及び火災等）により被害が発生又は発生が予想される場合（以下、「災害等が発生した場合」という。）において、災害等による被害からの早期復旧のために甲と乙が連携することを目的とする。

（被害情報収集・伝達）

第2条 災害等が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

（リエゾンの派遣）

第3条 乙は、甲の要請があった場合又は乙が必要と判断した場合、甲の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

2 甲は、乙から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、第2条に係る連絡の体制を事前に定め、互いに共有するものとし、変更が生じた場合、その都度報告するものとする。

（平時の協力）

第5条 甲及び乙は、防災に関する訓練、連絡調整、情報共有等にあたって相互に協力し、連携強化及び防災力の向上を図るものとする。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、締結した日から令和6年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかからも何ら申出のないときは、同一条件をもって本覚書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 本覚書締結後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、本覚書は廃止することができる。

（その他）

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 5 年 11 月 2 日

甲 国土交通省北陸地方整備局

統括防災官

齋藤 充

乙 独立行政法人都市再生機構

災害対応支援室長

山手 昌宏